

一、右運賃之儀は、大小共御公儀人足懸り、一人に付三斗五升持之圖りに御運賃可相渡事。
一、末口御材木之義は、本末平均にして二間五寸角に直し、一本に付三斗五升持之圖り、人足懸り成共御運賃可相渡事。

一、末口寸無之御材木、丈木・草檻板並御植木、其外品々御荷物之分は、右之通人足懸りに御運賃可相渡事。

右承應三年に三ヶ國浦方肝煎共、御運賃圖り仕指上申候帳面に、今度三割八分増に就被仰付、帳面調被申候。御材木積出、送り之通に御運賃被下。

寛文二年四月十六日

寺西新七

御算用場

五月六日。地黃煎を賣る者を捕縛すべきを豫告す。

〔改作所舊記〕

役儀御赦免被成、地黃煎賣御停止被仰出候處に、頃あめこなづけ、在々へも入込賣申由に候。其上酒の振賣も仕由に候。近日足輕廻し爲捕可申候間、宿々並に町はづれ百姓地に有之者共に、可有御申付候、以上。

五月六日

御算用場

千秋彦兵衛殿

五月廿六日。御扶持人及び十村の海上に運漕業を營むを禁ず。

〔改作所舊記〕

御代官被仰付御扶持人並十村、外海船を持商賣仕義、自然破損など有之、過分之失墜仕候得者、其者不慎に成、御用に難立候間、外海船持不申様可被申付候。其外危商賣不仕様尤に候、以上。

五月廿六日

御算用場

千秋彦兵衛殿

五月廿七日。侍町に於ける橋梁修繕の責任者を定む。

〔御定書〕

侍町方橋懸直様之事

一、其町に而行留候分は、其町より懸させ可申事。

一、二三町先行留之所、又は先規より自分として懸來候橋者、公儀より材木被下、人足入用者其往來仕町より可出事。

一、先行留無之往還之所者、從公儀可被仰付事。

右之通向後可被申付候、以上。

寛文二年五月廿七日

五月廿八日。喧嘩の行はれたる場合に處する心得を令す。

〔御定書〕

一、最前被仰出候、喧嘩口論之刻御定書御印之物、彌可相守事。

一、喧嘩之場は不及申、宿々に引取共、落着無之内は喧嘩之場同前に候間、見廻候儀無用に候。但不叶仕合候者、与頭並御横目へ斷可受指圖事。附、宿々に而喧嘩之刻、首尾により隣之者者出合、肝煎可申事。

一、若往還に而喧嘩有之刻、行懸候者見物停止之事。

右之趣急度對馬殿与中に可相觸候、以上。

五月廿八日

長 九郎左衛門	今 民 部
本 安 房	奥 因 幡
小 宮 內	奥 河 内

前田對馬殿

留守居

五月。京都と金澤との間に爲替銀の取組を開始す。

〔政隣記〕

一、五月京都・金澤爲替銀可仕旨被仰渡、金澤支配人堤町尾張屋久右衛門。

六月九日。前令により踊、相撲及び花火を禁止す。

〔改作所舊記〕

一、右跡々被仰出候通、町外・野・在々迄堅御停止候。彌相違無之様、御郡中に急度可被申觸候、以上。

六月九日

御 算 用 場

千秋彦兵衛殿

六月十日。十村手代の百姓に非分を申懸くるを禁じ、手代及び村肝煎よ

り誓詞を徵す。

〔改作所舊記〕

一、十村手代共、收納時分に百姓へ非分申懸、並手廻なご仕様に相聞へ候。慥成儀しれ申候者、急度吟味とげ、其者は不及申、十村可爲曲言候。且は其身のために候條、兼而手代共手前能可致吟味候。百姓口などもかけ聞可仕候事。

一、收納時分に御横目遣し、与風斗升改可申事。

右之通十村共に急度御申付候はゞ、書付取可被置候、以上。

六月十日

御算用場

千秋彦兵衛殿

〔改作所舊記〕

一、御公儀様御ためへ對し、惡敷儀御郡中に御座候ば、見聞次第に其十村並御扶持人迄可申斷候事。

一、私共御郡中百姓に對し非分申懸、依怙ひいき成儀少も仕間敷候御事。

一、御郡百姓中に禮儀禮物すゝめ、たのもし一粒も請申間敷候。若何物に而も持參仕者御座候者、當座に其十村迄可申斷御事。

一、百姓連判の中に加り、銀米少も借用仕間敷御事。

一、御公儀様上り銀、當座之用に、自分として取遣申間敷候。並わきへ御公儀様上り銀米取替申間敷御事。

一、爲御用在々へ罷出候時、百姓方より賄之儀、如跡々是以來少もたべ申間敷候。若たべ不申候而不叶時は、食代銀相渡、切手取可申御事。

一、在々より金澤町へたき木以下持出申者、時々之相場よりやすく買申間敷御事。

一、私共在々罷出候刻、如跡々馬に少も乗申間敷候。若煩並あやまち仕、馬に乗不申候はで不叶時は、如御定駄貢銀相渡、切手取可申候御事。

一、名代共之内、此誓紙を違背仕者御座候者、當座御扶持人迄可申斷御事。

一、在々百姓共より銀米何に而もかり申間敷候。付り、在々に而下直段に物買申間敷候御事。右條々相背申におるては、悉も――。

寛文二年六月

御供田村勘四郎手代 新右衛門

〔改作方年中行事追加〕

十村手代共誓詞可申付旨、萬治三年七月廿三日申渡有之、是を始りとす。御藏方之手代誓詞

は寛文二年より始る。

〔改作方年中行事追加〕

手代之事

一、手代者十村之召仕所、其内場付手代・納手代・内手代与三等有り。

一、場付手代、遠郡之分者、郡々に二三人宛有之、何郡手代と申名目に而、給銀御郡打銀より出之、金澤に居住、人別は御郡奉行支配に而、番代与同様也。勤方は専番代之助勢をなすもの也。日々詰所に相詰、諸事御用相辨する也。召抱候時は、其御郡御扶持人より願出、御郡・改作兩役所詮義に而、願小紙裏書に而聞届る。人別方等番代に同じ。

一、石川・河北之場付手代は、御扶持人より平十村迄一人に一人宛手代召抱候。依而何村何某与申名目也。勤方等其組々に當りて仕事御用向相勤る也。人別方前同様也。召抱候時、其組十村に、廻り口御扶持人連名に而願出、聞届方も同前也。

一、納手代是は御代官方に付召仕手代也。尤人別に一兩人宛召仕もの也。各郡皆同事也。此分は名目を顯し、納手代与願事も有之、又唯手代与申願に而召仕候ものゝ内に、納方爲致も有之躰、何れ場付之外之もの故、十村より願出候刻も、承置候旨裏書御郡所 改作所いたし相渡す。

一、内手代者、十村等其宅々に於て、諸事御用向に召仕手代也。尤遠郡など、其御郡之百

姓子弟之内等人撰召仕候。尤召抱候節、其段及届置也。

一、石川・河北より、遠郡手代とも自ら違ふ所あり。石川・河北に而者、場付手代をやはり自分宅に而も召仕也。遠郡に而者場付手代は、先は金澤居住之もの、内手代は御郡之ものにて、境界相立居候也。

一、右手代誓紙も、定役御算用者見届る。遠郡等内手代は相談所に於て見届候事。

一、十村並御扶持人手代召抱候節者、慥成請人兩人宛相極、誓詞之義は、御郡切相談所に改作方下裁許御算用者相廻り候時分、右手代召連、判元爲見届、諸事勤様申渡候。

〔改作所舊記〕

靈社上卷起證文前書之事

一、十村並名代、其外御代官下代衆、百姓中に對し非分之儀申懸候者、當座に御扶持人衆に御斷可申上候御事。

一、十村並名代、同町宿、其上御代官下代衆に、禮儀禮物少茂仕間敷候御事。

一、十村並名代、其外諸事御奉行様方、並御家禮衆在々に御出之刻、酒肴振舞申間敷候。若食御くひ候者、代銀請取、切手を仕渡し可申候。萬一代銀御渡無之候者、當座に御扶持人衆御斷可申上候御事。

一、十村並名代・御代官下代、買物被仕候者、其時々相場に直段相極、代銀當座に請取、切手を仕渡可申候。若押買被仕候か、又は代銀渡し不被申候者、當座に御扶持人衆に御断可申上候御事。

一、十村並名代、百姓中に商がましき事被仕候か、又はかし物手廻など被仕候者、早速御扶持人衆へ可申上候御事。

一、十村並名代より、百姓中にすゝめ、たのもし仕懸候共、少も請合申間敷候御事。

一、百姓中より金澤町わたり木以下持出申刻、名代より押賣被仕候共賣申間敷候御事。

寛文二年

何村肝煎たれ

与合頭たれ

小百姓たれ

七月八日。百姓の納稅を皆濟せざる前に米穀を賣ることを禁ず。

〔改作所舊記〕

御藏入・御給人知共、皆濟不仕内、米賣申儀仕間敷旨、改作御奉行より在々申觸候間、十村指紙無之米買不申様、如跡々宿々急度可被申觸候。則御横目出申候、以上。

七月八日

御算用場

千秋彦兵衛殿

七月十日。御召米に關する規程を定む。

〔御定書〕

一、公儀に御召米、其翌月御算用場より藏本へ人を遣、所々御奉行相談を以相改、藏宿縮申付、給人賣上候書付可相返候。若米不足於有之者、被召上候直段を以、代銀取立御納戸へ可被上事。

一、二ヶ月越候者、不足米有之候共、賣上候給人存間敷事。

一、若藏宿火事に逢候共、俵數相違無之候者、公儀可爲御損事。

右被仰出通可被相守者也。

寛文二年七月十日

七月十日。給人の知行米を預る藏宿の所在を定め、その監視方に關して令す。

〔御定書〕

御家中諸給人知行米預置候本御定之覺

金澤町中 小松町 鶴來町 高松町 今石動町 氷見町
 城ヶ端町 高岡町 福光村 戸出村 東岩瀬 水橋
 滑川 赤川 橫山 泊 魚津町 七尾町
 劍地村 道下村 輪島町 曾々木村 飯田村 宇出津村
 鵜川村 中居村 富木村 子浦村 飯山 今濱
 神代川尻 堀松村 大島村 羽喰村 熊木村 野崎

一、諸給人知行米藏宿之儀、其所之御奉行相談を以可預置旨申觸候條、給人より斷次第、藏宿並請人之躰遂吟味、肝煎を可然者に預置候様に可被致指圖事。

一、藏宿仕候者預り米有之内は、妻子など他所不被遣様に、常々十人組急度縮可被申付事。
 一、向後藏宿致引負候者、藏宿並請人、或は欠所或殺害被仰付、不足米之分十人組より取立、給人に可被下候間、惡敷藏宿者十人組より遂吟味、御奉行へ相斷候様に可申渡事。

一、藏宿預り米を以手廻仕付而、引負出來之由申候様之仕方、近所之者兼而可致存儀候條、早速御奉行迄相斷候様急度可被申付候。藏宿共預米、惡米替取候様に取沙汰有之候。其段藏宿爲致誓紙、妻子下人に茂、若惡米に替取、其外引負可仕躰及見聞候者、早々御奉行迄申上候様に、毎年夏中相改爲致誓紙可被置事。

右條々被仰出候趣被得其意、裁許之所々急度可被申觸者也。

寛文二年七月十日

郡裁許中

〔政隣記〕

一、七月十日御家中諸給人知行所加越能米預置藏中之在々相定る。前記同斷略之。

八月廿二日。前田利常の女富姫逝去す。

〔壬子集錄〕天徳院書付

寛文二年八月念二日

眞照院殿光嶽宗春大姉。

〔壬子集錄〕

一、眞照院様内の御年御四十二にて、八月廿二日にて御死去、御誕生の月日存不申候。

〔松雲公夜話〕

一、右八條宮智忠親王の御簾中様は、利常様の御姫様に而、即天徳院様の御腹也。慈昌院様の御妹也。天徳院様御腹に而、御姫様は右御ふた方様の外は無御座候。右御簾中様には御子無之。智忠親王薨去以後、號眞照院様候。御病氣に被爲成、御實子も無之に付、金澤に御引

越被成候様にとの御事に候得共、穩仁親王ことの外御懇意に被遊、とかく其まゝ京都に被爲入候様に御留被遊候。然ども御病氣之様子も有之に付、高田勘右衛門を御のばせ被成、色々被仰入、御下り被遊に相極り、勘右衛門は罷歸り申候。又勘右衛門御迎に上京仕答に候處、御病氣御差重り御近去被遊候旨、右御真翰被成下候。同日拜聽仕候。

〔政隣記〕

一、七月八條親王智忠卿薨去、御簾中御富姫君利常公御女、御母天徳院殿。依病病に、爲御看病前田平太夫を被遣、終に不治、八月廿二日於京都御逝去。任御遺言に加州野田山に御遺骸を移葬し、御牌を桃雲寺に建之、號眞性院殿と、御死骸之御迎岡嶋兵庫也。中陰之御法事は於天徳院、九月二日・三日御執行、惣奉行津田内藏助、岡嶋は京都に残り、諸事跡仕廻歸。

〔徳川實紀〕

八月廿八日故八條式部卿知仁親王の北の方母は清泰院御方。中納言利常御女、御母天徳院殿。うせられしよし聞えければ、月次拜賀停廢あり。同事によて、松平加賀守綱紀へ奏者番松平備前守正信御使し、松平淡路守利次へ使番渡邊筑後守正、御使して弔はせ給ふ。

八月。金澤城の石垣を修築す。

〔河瀬雜記〕

寛文二壬寅八月御城南之大石垣の外惣構崩、石垣修補惣奉行小幡宮内、下裁許長瀬孫丞・北川庄右衛門。

〔改作所舊記〕

御城石垣御普請、戸室山より石出候得共、先年之石道よりせばく、三間棒通兼候故、御普請奉行並御家中下奉行昨日見立遣し、くいを爲打置候間、田地に懸候分早々御見せ可然存候。日寄能内一刻も急、道爲作可申候。今日中見立可被相究候、以上。

八月十三日

小幡宮内

津田宇右衛門殿

駒井主水殿

九月廿三日。清泰院七周忌の法會を江戸傳通院に行ふ。

〔徳川實紀〕

九月廿三日清泰院御方大藏院殿御養女七年の法會、傳通院にて松平加賀守綱紀とり行ふにより、稻葉美濃守正則御使し、香火料銀二百枚給ふ。

九月廿六日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔徳川實紀〕

九月廿六日松平加賀守綱紀就封の暇給ふ。

十月一日。藩侯歸國の際庶民奉迎の爲道中に出で又は進物を上つるを停止す。

〔改作所舊記〕

御歸國之刻、道中に爲御迎罷出、又は飛脚進物上げ之儀、御人指之外堅御停止候。御在國之内も進物上げ之儀、如跡々是又御停止に候條、被得其意、御郡中宿々等急度可被申付候、以上。

上。

十月二日

御算用場

千秋彦兵衛殿

十月廿四日。淺野川と森下川との間を藩侯の鷹場と定む。

〔御定書〕

淺野川を切、森下川を切、往還之道をさかひ濱手の方、向後御鷹場に被仰出、諸殺生御停止被仰出候。勿論跡々御鷹場者、古より之通候間、其御心得候而早々可有御申觸候、以上。

寛文二年十月廿四日

〔廳事通載〕

十一月五日。新知及び加増を與へられたるもの、出銀上納法を定む。

〔御定書〕

覺

一、淺野川・森下川之間、往還之道切済端迄、御鷹場に被爲成候に付、鳥役寛文二年より退轉。銀可仕事。

一、新知並御加増被下人々は、其年之收納仕候者、春秋之出銀、暮一度に惣一統、月初に出銀可仕事。

一、一統出銀仕以後、御知行被下ものは、年内中に出銀可仕。但及月過御知行被下候者、至于春も出銀可仕事。

一、至于翌年御藏返被下者は、前年之當り一兩月之内に出銀可仕候事。

右之通可被得其意候、以上。

寅十一月五日

前田對馬
奥村因幡

今枝民部

奥村河内

寺西若狭殿

十一月廿四日。前田綱紀金澤に歸城す。

〔政隣記〕

一、十一月八日越中御鷹野、同廿四日御歸城。

十二月朔日。諸士七十歳以上の者の勤番を除くことあるべきを定む。

〔御定書〕

七十以上之面々、御番御赦免之儀、御意次第可申渡候條、向後被得其意、寄合所迄書付可有御上候、以上。

寛文二寅十二月朔日

組頭中

奥村河内

十二月九日。父の業を受けざる子に家督相續を命ぜざることを定む。

〔政隣記〕

一、十二月九日不依何事に、親之所作不勤子には跡不被仰付旨被仰出。

十二月廿四日。町人百姓の貸借に關する件を令す。

〔司農典〕

一、町人百姓によらず、近一門貨物いたし置、其以後貸主手前衰へ、家に離れ申首尾御座候

はゞ、他人与者違、借物無之候而も身繼可申事に候間、營御改作之百姓に候ども、返辨可仕儀に奉存候。左様御座候得者、かじけ申百姓に候而も、一門寄合取立可申儀も可有御座候奉存候御事。

一、合力がしに利なし、當分取替申者は返辨仕事。

一、野道具、所帶道具之分際に應たる買物、賣掛返辨仕事。

一、炭・薪・茅草・藁並布さらし賃、前銀返辨仕事。

一、如先年かし物並高直に賣延御座候而は、百姓さきの無考借込、開作には不情仕、かり物あて目にいたし、其年は勝手能様に御座候得共、有に任せ遣過、利足を出申に付、次第に行詰、高未進出來仕候。其上是跡貨物御座候時者、下免に候得共、走百姓多御座候旨十村共申候。

一、是跡改作に被仰付候時分、百姓賣延銀貸御座候而は、御收納縮り難儀に付而、百姓借物公儀より御取替御濟被成候間、向後貨物仕候はゞ、其者の損に可成由被仰觸候。かり不申而是無御座候に付、只今迄は脇借仕候を蔭に而承り候而も、借申儀無用与は不申付候。右之通御老中に掛御目に候處、双方奥書いたし置、向後此通可仕旨被仰渡候に付相究候也。

寛文二年十二月廿四日

長屋七郎右衛門

加賀藩史料 第三編 寛文二年

一〇一二

里見 七左衛門
松原八郎左衛門
園田 左 七
河北彌左衛門
水上喜八郎
山本清三郎

是歲。農村にて盜賊放火等を爲したる諸士の處分方を郡中に令す。

〔上田源助舊記〕

今日公事場に而被仰渡候。在々盜人・火付杯之義者、侍たるといへどもしばり、御郡奉行方内案内可仕。且又侍より對百姓致申分、百姓手など負候はゞ、刀脇指を打落、繩を付不申及案内候様被仰渡候旨、寛文二年御郡奉行觸付。

是歲。眞鶴・袖黒鶴・白鳥を捕ふるを禁ず。

〔改作所舊記〕

覺

一、眞鶴。

一、袖黒鶴。

右鶴、網に而爲捕申間敷事。

一、白鳥。

右白鳥、網に而捕候共放し可申事。

右之通因幡殿より被仰渡候條、御郡中ニ早々可被仰渡候。因幡殿より各ニ可被仰渡候得共、猶以拙子共方より可申入由付如斯に候、以上。

窪田 九郎兵衛
宮崎彌左衛門

千秋彦兵衛殿

是歲。諸士の由緒帳を藩侯に上らしむ。

〔政隣記〕

一、今年御家中侍先祖之由緒一類等、從弟を限可書上旨被仰渡。是より先は各組頭迄に取置、御前ニ上る事なし。

附錄年表

寛永十八年 辛巳	皇紀二三〇一	八月	○三日前田利常登營之を賀す。(五)
正月		○十九日神尾圖書之直信濃松本にて歿す。(二)	
二月		○廿七日前田利常義に光高の東照宮勸請の請の許されたるを幕府に謝す。(二)	
三月		○七日若狭小者草履取の給銀を定む。(三)	
四月		○廿一日小者草履取に百姓を使役する場合の法規を定む。(五)	
五月		○廿六日百姓の年貢米上納の日限と割合を定む。(七)	
六月		○廿九日大僧正天海前田氏の出自を源氏とするこれを利常に勸告す。(八)	
七月		○廿四日小者草履取に關する法規を補ふ。(九)	
八月		○廿一日前田光高竹田牛黃圓を利常に贈る。(十)	
九月		○廿八日前田利常參觀し徳川家光に謁す。(一)	
十月		○金澤城外に高札を立て津田勘兵衛の切支丹たることを諑告す。(一)	
十一月		○二十日前田利常の姉千世姫歿す。(十六)	
十二月		○二日徳川家光千世姫の遠逝を弔す。(二)	
是歲		○廿八日小松に於いて鋸引の刑を行ふ。(二)	
正月		○前田利常越中立山の本社を再興す。(二)	
二月		○奥村源左衛門岡島市郎兵衛小塙藤右衛門公事場奉行となる。(二)	
寛永十九年 壬午	皇紀二三〇二	八月	○十七日前田利常病み徳川家光之を慰問す。(二)
		○金澤馬坂に高源院を建立す。(三)	
		○十七日前田利常柳營に於いて子小姓の躍を徳川家光の觀覽に供す。(二)	
附錄年表			○本多政重徳川家光よりその子政朝の定婚を命ぜら

一〇一六

る。(二九)

二月 ○八日加賀石川郡佐那武社の宮橋架造を命ず。(三〇)

四月 ○九日前田光高江戸を發し日光に赴く。(三一)

○十六日徳川家光日光にて使を前田光高に遣す。

(三二)

○十八日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(三三)

○廿五日前田光高日光より歸り徳川家光に謁す。

(三四)

○三日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(三五)

○廿五日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(三六)

(三七)

○六日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(三八)

○二日幕府前田利常に百姓の所務を勤ましむる高札の案文を附與す。(三九)

○廿五日徳川家光前田光高に集靈を贈る。(三九)

○十八日越中礪波郡五ヶ山等に借米を許す。(三九)

○百姓の上納する夫銀に米を代用するを禁す。(四〇)

○前田利常の從臣加賀能美郡三谷にて争闘す。(四一)

○三日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(四二)

○三日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(四三)

○十八日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(四四)

るを祝し物を賜ふ。(四五)

○廿二日前田光高命じて鐵炮藏の床下に壠を置かしむ。(四五)

○廿七日前田利常の女富姫八條宮に嫁せん爲江戸を發す。(四五)

○廿八日前田利常加賀能美郡小松稻荷社を轉地せしむ。(四五)

○九日江戸辰口邸にて井内清兵衛人を害す。(四七)

○晦日徳川家光前田利常に鶴を贈る爲使者を命す。

(五〇)

○加賀能美郡那谷寺の三重塔婆成る。(五〇)

○廿八日前田利常その女富姫の成婚を徳川家光に謝す。(五〇)

○九日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

○七日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

○十一日大聖寺侯前田利治參觀登營す。(五六)

○十五日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

○十七日越中礪波郡五ヶ山に壠の貸附を命す。(五六)

○十九日百姓の借米返納及び租額減免に關する法を定む。(五六)

○廿一日徳川家光相模の狩場にある前田光高に使者を命す。(五六)

○廿七日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

○六日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

○廿九日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

○廿五日前田利常徳川家光に就國の賜暇を謝す。(五六)

- 正月 ○二十日前田光高書を金澤の老臣に與へて政務に勵精せしむ。(九一)
- 二月 ○朔日前田光高の病を問はしむ。(九三)
- 五日大聖寺侯前田利治、光高の小堀政一訪問に就きて問ふ。(九三)
- 七日前田綱紀江戸山王宮に社參す。(九三)
- 十二日前田光高夫人綱紀を携へて徳川家光に謁す。(九四)
- 十六日前川長勝家臣中の切支丹類族に關して報告す。(九四)
- 廿五日前田光高在國の吏の切支丹宗門改の勞を犒す。(九五)
- 廿六日前田利常眼疾に罹るを以て徳川家光使を遣して之を問はしむ。(九六)
- 廿六日在藩の吏金澤城石壘修築に關し前田光高の指揮を仰ぐ。(九六)
- 廿六日金澤の城下大に火く。(九七)
- 廿八日前田利常就封の爲徳川家光に辭見す。(九八)
- 廿九日幕醫啓通院意安明日前田光高の病を診すべきを報す。(九八)
- 七日前田光高金澤城石壘の修築に關し書を在藩の吏に與ふ。(九八)
- 七日長連賴能登風至郡穴水に長谷部信連の廟を建

- 立す。(九九)
- 十八日小松の絹問屋等絹の相場書を上る。(一〇一)
- 六月 ○朔日前田光高中庸の抄の借覽を求む。(一〇一)
- 九日前田光高書を以て前田貞里の病を問ふ。(一〇一)
- 十六日前田光高再び書を以て前田貞里の病を問ふ。(一〇一)
- 廿五日前田光高再び家臣中の切支丹類族に關し報告す。(一〇一)
- 廿六日前田利常再び家臣中の切支丹類族に關し報告す。(一〇一)
- 廿九日前田光高又前田貞里の病を問ふ。(一〇一)
- 八月 ○六日目安場横目の職務章程を定む。(一〇四)
- 越中糸波郡城端町に高札を立つ。(一〇五)
- 九月 ○廿五日前田光高、前田利常及び光高の屢切支丹嫌疑者を捕縛したるを賞す。(一〇七)
- 廿八日前田光高横山長治に湯治を許す。(一〇七)
- 廿二日越中新川郡十村肝煎の職務に關する法規を定む。(一〇八)
- 六日加賀石川郡佐那武社その寄進地に關して愁訴す。(一〇九)
- 七日加賀石川郡白山七社惣長吏社殿造營の繪旨を頂戴す。(一一〇)
- 十二日加賀石川郡白山七社惣長吏社殿造營の繪旨を頂戴す。(一一〇)
- 越中高岡瑞龍寺に於ける前田利長の墓碑を築く。(一一〇)
- 是歳 ○七日前田利常越中高岡繁久寺に土地を寄進す。(一一〇)

正保二年 乙酉 皇紀二三〇五

- 正月 ○廿三日前田綱紀髮置の儀を行ふ。(一一三)
- 二月 ○十五日上國に輸出する米穀取扱に關する法規を定む。(一一三)
- 三月 ✓ ○十五日前田利常小松を發して江戸に向ふ。(一一六)
- 廿五日前田利常參觀して徳川家光に謁す。(一一七)
- 廿九日小堀政一前田光高來訪の際會はざりしな謝す。(一一八)
- 前田利常越中高岡繁久寺に土地を寄進す。(一一九)
- 五日前田光高暴かに江戸に卒す。(一一九)
- 前田光高行狀。(一一九)
- 六日前田光高、前田利常を慰問せしむ。(一一九)
- 十一日前田光高使を金澤に遣はして前田光高の葬儀に列せしむ。(一一九)
- 十九日前田光高の遺骸金澤に着す。(一一〇)
- 淺井一政等前田光高に殉死す。(一一〇)
- 六日前田光高の遺骨を高野山に送る。(一一〇)
- 十日金澤天德院に前田光高の法會を營む。(一一〇)
- 十二日清泰院夫人臨月なるを以て幕府醫師を遣す。(一一〇)
- 廿九日故前田光高の次子萬菊丸生る。(一一〇)
- 三日前田孝知過世して上國に赴く。(一一〇)

正保三年 丙戌 皇紀二三〇六

- 正月 ○廿一日横山山城守長知卒す。(一一九)
- 三月 ○十五日前田利治加賀江沼郡山中醫王寺に土地を寄進す。(一一七)
- 四月 ○加賀能登越中の高社帳を製す。(一一八)
- 七月 ○十日前田利常就封の爲徳川家光に辭見す。(一一八)
- 十二日前田利常江戸を發し小松に向ふ。(一一九)
- 十六日前田綱紀奇魚を徳川家光に献す。(一一九)
- 八月 ○朔日前田利常京師頂妙寺に藏する日蓮の筆蹟を裝

潢せしむ。(三六)

○十七日近江大津着米取扱の覺書を菱屋源次に與

ふ。(二七)

○廿三日前田貞里祿千五百石を加賜せらる。(三八)

○十三日前田貞里祿千五百石を新殿を構ふ。(三九)

○廿四日徳川家光、前田利常に越を送る。(三一)

○二日前田利常の女春姫本多政長に嫁す。(三二)

○十五日前田利常に重臣の子女を證人として江

戸に置くことを命ず。(三三)

○十四日能登鳳至郡總持寺塔頭の六院寺領の収納方

に關する協約を爲す。(三三)

○十五日前田利常越中高岡の繁久寺に知行所附を與

ふ。(三五)

○廿五日歩若黨以下の衣服佩刀に關する制限を定

む。(三六)

○毎日大聖寺侯前田利治從四位下侍從に叙任せら

る。(三九)

○加賀石川郡上野に田地を開く。(三九)

○金澤玉泉寺を再興す。(三九)

是歳
正保四年 丁亥 皇紀二三〇七

○九日金澤の魚問屋に誓紙を命ず。(三一)

○廿七日小松一針屋市左衛門等魚問屋たることを許

是歳
慶安元年 戊子 皇紀二三〇八

正月 ○領國の繪圖を幕府に上つる。(三五)

○大阪の船舶初めて領國に回漕す。(三五)

○大坂の船舶初めに領國に回漕す。(三五)

○十九日前田利常の子越丸生る。(三六)

○十一日前田利常の子越丸生る。(三六)

○十日徳川家光、前田利常に越を贈る。(三六)

○十一日金澤に於ける絹及び絲の判買を定む。(三六)

○三日前田利家の第五十回忌法會を行ふ。(三六)

○廿五日前田利常柳營に上り就封の辭見す。(三六)

○下旬前田利常日光に社參し、次いで封國に歸る。

(三七)

○廿日前田利常仙洞下賜の職人歌合繪巻を越中高岡瑞龍

寺に寄進す。(三七)

○二十日前田利常、前田利常に越を贈る爲使者を命

す。(三七)

○金澤小松の士の窮乏を救ふ爲貸銀を許す。(三七)

○廿三日前田利常の女松姫生る。(三七)

○前田利常加賀江沼郡山代温泉に湯浴す。(三七)

○朔日加賀石川郡宮腰村に檢地圖帳を與ふ。(三七)

○六日前田利常神社に對する法令を布く。(三七)

さる。(三三)

○前田利常加賀江沼郡山代温泉に浴す。(三三)

○十九日前田利常小松を發して江戸に向ひ、途武藏

鴻巣にて石黒權平人に殺さる。(三三)

○朔日前田利常能登羽咋郡氣多神社の法式を定む。

○十一日江戸本郷邸にて小姓河田市十郎自害す。

○十一日江戸本郷邸にて小姓河田市十郎自害す。

○三日本多安房守政重卒す。(三四)

○十一日江戸本郷邸にて小姓河田市十郎自害す。

○前田利常加賀江沼郡山代温泉に浴す。(三三)

○十三日前田利常小松を發して江戸に向ひ、途武藏

鴻巣にて石黒權平人に殺さる。(三三)

○朔日前田利常能登羽咋郡氣多神社の法式を定む。

○十九日前田利常小松を發して江戸に向ひ、途武藏

鴻巣にて石黒權平人に殺さる。(三三)

○本多政長の臣本多兵庫死刑に處せらる。(三七)

○廿二日前田利常養女大姫を前田貞里に嫁せしむ。

○廿九日前田利常加賀江沼郡山代温泉旅屋番組口宗

也に知行を給すべく大聖寺侯に告げしむ。(三八)

○中旬前田利常江戸に向ひて發す。(三九)

○廿三日前田利常小松殿島亭に於いて老臣等を饗

す。(三九)

○廿三日前田利常小松殿島亭に於いて老臣等を饗

す。(三九)

○廿五日前田利常加賀小松多太八幡社に制札を與

ふ。(三九)

○廿八日前田利常參觀せしな以て徳川家光に謁す。

- (二七)
- 廿八日金澤城惣構の土居及び堀等に關する規程を定む。(元七)
- 六月 ○四日金澤長久寺屋敷の地子銀を免除す。(元九)
- 廿四日小松の絹肝煎等その營業に關する誓紙を出す。(元九)
- 廿六日道晃法親王前田綱紀の江戸にて震害を受けしことなきやを問ふ。(元〇)
- 八月 ○十三日前田綱紀の弟萬菊丸歿す。(元一)
- 九月 ○十日富山侯前田利次參観せしを以て徳川家光に謁す。(元〇)
- 廿二日徳川家光、前田利常に鴻を贈る。(元〇)
- 廿六日大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。(元〇)
- 十二月 ○七日徳川家光、前田利常に鴻を贈る。(元〇)
- 八日大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山代温泉の旅屋番烟口宗也に知行を加増す。(元〇)
- 是歳 ○米銀の貸借に關する利子の制限を定む。(元〇)
- 慶安三年 庚寅 皇紀二三一〇
- 正月 ○二日江戸本郷邸の小姓等堺町に歌舞伎を觀る。
- (元五)
- 三月 ○五月江戸城西丸の興造に就き前田利常等資を助く。(元五)
- 廿九日前田利常の江戸本郷邸類焼す。(元七)

- 四月 ○前田利常災後大聖寺侯前田利治の邸に假住し、その新造の書院を毀たしむ。(元二)
- 五月 ○朔日徳川家光、前田綱紀の病逝平憲を祝す。(元二)
- 明日金澤城の石垣地震により崩壊す。尋いで幕府の修理を許す。(元四)
- 四日前田利常柳營に上り就封の辭見す。(元四)
- 五日小松の役夫等江戸本郷邸式臺の建築に着手す。(元五)
- 十九日前田利常江戸を發し東海道より歸國の途に就く。(元六)
- 六月 ○前田利常小松城中土居の庭園を修め、士人の家計を調査して救濟の法を講ず。(元五)
- 九月 ○十八日前田利常等江戸城西丸移徒を賛して物を獻つる。(元五)
- 十月 ○十九日前田利常越中射水郡一宮に土地を寄進す。(元五)
- 廿八日前田利常能登羽咋郡大福寺に土地を寄進す。(元五)
- 廿八日前田利常能登珠洲郡法住寺に土地を寄進す。(元五)
- 廿八日前田利常山城酬恩庵に常住料を寄進す。(元五)

- 閏十月 ○二日幕府富山侯前田利次に就封の暇を賜ふ。(元三)
- 十一月 ○十三日前田利常能登鳳至郡道下の農三郎左衛門等を扶持す。(元三)
- 十二月 ○二十日前田利常能登鳳至郡阿岸中村の農高右近等を扶持す。(元四)
- 廿四日富山侯前田利次先に綱紀の病を祈らしめたる越中礪波郡埴生社の神主に銀子を與ふ。(元五)
- 是歳 ○前田利常の女辰姫生る。(元五)
- 前田利常の側室京極殿小松より京師に還ざる。(元五)
- 慶安四年 辛卯 皇紀二三一一
- 正月 ○二日小松城中に能を演じ市人をして觀覽せしむ。
- (元五)
- 十五日能登鹿島郡宮前の熊甲社に土地を寄進す。
- (元六)
- 十六日小松の酒商等城中に納むる酒に關し誓紙を上づる。(元六)
- 廿二日前田利常能登羽咋郡相神の農彌六等を扶持す。(元六)
- 二月 ○二日金澤卯辰八幡の神主厚見左京配下神社の居屋敷の由來を上申す。(元六)
- 十八日質銀銀行使者の調査を寺社に命ず。(元六)
- 三月 ○十一日小松の彫刻師に命じ銀座使用の印判機印な

是歳 ○前田利常領内の改作法實施に着手す。(三六)

○津田勘兵衛重次歿す。(三六)

承應元年 壬辰 皇紀二三一二

二月 ○廿七日前田利常の女熊姫生る。(三九)

○廣瀬助左衛門等逃走せる盜賊を越前に於いて捕縛す。(三九)

四月 ○二十日前田綱紀銅燈籠を江戸上野徳川家光の廟に上つる。(三九)

○晦日前田利常江戸より歸國の途越中堺に於いて木村彌兵衛を自刃せしむ。(三九)

六月 ○十九日加賀石川郡十村與三兵衛職務に關する誓紙を上つる。(三七五)

七月 ○二十日前田利常越中高岡の繁久寺に守廟の料を扶持す。(三七六)

八月 ○四日前田利常越中神通川の漁場所屬を定む。(三九)

○十四日奥村河内榮政京師に歿す。(三九)

○廿七日前田利常加賀石川郡の十村等に作食米の取扱に關する規定を示す。(三六)

九月 ○二日加賀石川郡松任古城に建てられたる米藏の勤務に關し肝煎より誓紙を上つる。(三八)

○十五日前田綱紀能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。(三八)

○廿五日前田利常寺社奉行の職務に關して命を下す。

秋 す。(三六四)

○前田利常小松城内貢島に敷寄屋を築く。(三六)

是歳 ○金澤城中に時鐘を置く。(三六)

○大聖寺の足輕盜を爲して捕へられ火刑に處せらる。(三六)

○前田利常越中新川郡大岩山日石寺を祈願所とす。(三九)

承應二年 癸巳 皇紀二三一三

正月 ○十五日前田利常加賀河北郡大熊村の十村兵右衛門を扶持す。(三九)

二月 ○十六日越中新川郡陀羅尼寺村の十村九郎左衛門等十村等郡内巡廻に際し鍔を携ふるを許さる。(三九)

三月 ○十八日鯨の浦方に漂着したる際分配すべき比率を能登の十村に諭す。(三九)

○十八日徳川家綱、前田綱紀に鯨を贈る。(三九)

○十九日前田利常能登七尾の氷見屋助右衛門に宅地及び田地を興ふ。(三九)

○廿一日前田利常能登鹿島鶴浦の右衛門に一宮神事の鶴を捕ふるが爲土地を扶持す。(三九)

秋 す。(三六四)

○前田利常越中高岡稻荷社に改めて社領を寄進す。(三九)

○十七日前田利常越中高岡稻荷社に改めて社領を寄進す。(三九)

○十六日領内に於ける少額の取引に錢貨の使用を命ず。(三九)

○十二日越中鶴波郡の十村に諸給人の収納する免率を錄進せしむ。(三九)

○七日前田利常越中射水郡冰見光禪寺に寺領を寄進す。(三九)

○七日前田利常千岳和尙を以て加賀河北郡傳燈寺村傳燈寺の住持たらしむ。(三九)

○七日前田利常越中射水郡古國府勝興寺に寺領所附を興ふ。(三九)

○前田利常千岳和尙を以て加賀河北郡傳燈寺村傳燈寺の住持たらしむ。(三九)

○七日前田利常越中射水郡冰見光禪寺に寺領を寄進す。(三九)

○七日前田利常越中高岡稻荷社に改めて社領を寄進す。(三九)

○十日錢貨と銀貨との交換比例を定む。(三九)

○十一日越中鶴波郡に一作五歩の平均免上を命ず。(三九)

○廿一日大聖寺候前田利治、米澤侯上杉綱勝の姉を娶る。(三九)

○廿七日後光明天皇崩しそを以て幕府前田利常に特赦を行はしむ。(三九)

承應三年 甲午 皇紀二三一四

正月 ○四日越中鶴波郡井波町の豆腐税を定む。(三九)

○十二日前田綱紀柳營に首服し諱を綱利といひ正四

付を給す。(四〇)

○廿一日前田利常金澤永久寺に寺領所付を給す。
(四一)

五月
○廿六日前田利常その病を問はれたるを徳川家綱に謝す。(四二)

六月
○加賀藩加賀石川郡尾添の百姓に白山嶺上神祠を造營せしむ。(四三)

七月
○三日越前藩加賀石川郡尾添の百姓が白山嶺上神祠を造營せんとしたるに抗議す。(四四)

○十日加賀藩の老臣越前藩の抗議を江戸の前田利常に報す。(四五)

○二十日加賀藩の老臣白山嶺上神祠造營の事に關し越前藩に回答す。(四五)

○廿二日越前藩の老臣更に白山の事に就いて書を加賀藩に致す。(四六)

○十二日今枝近義白山の事に關し幕府に使したる顛末を在金澤の老臣に告ぐ。(四七)

○小松の商金平屋酒酢等を城中に納入するを以て誓紙を上つる。(四八)

明暦二年丙申 皇紀二三一六

正月
○十三日十村等隨意に帶刀を許さる。(四五)

三月
○廿二日金澤に於いて近藤傳吉中島九郎兵衛互に相

○廿九日富山侯前田利次の小姓相鬭争す。(四五七)
○加賀石川郡湯涌より湯稅を徵すること初めて見
ゆ。(四六一)

五月

○二日前田利常越中新川郡大岩山日石寺に寺領を寄
進す。(四六二)

○三日 加賀河北郡竹橋津幡の驛馬に鬭して令す。
(四六三)

○前田利常就封の暇を得て小松に歸城す。(四六三)

○廿四日百姓自から勵精するを以て改作奉行を置か
ざることを告ぐ。(四六三)

○五日百姓の借物を禁じ藩有金穀の貸附を乞ふこと
を許す。(四六四)

○六日耕作を勵まざる百姓を打殺すを得べきことを
告ぐ。(四六五)

○七日明年以降百姓の吉初銀上納を要せざるべきを
告ぐ。(四六五)

○十七日前田利常、村肝煎十村の事に關し諸問す。
(四六七)

○晦日歩苑を越中礪波郡石坂出村に行ひ以てその規
模を示す。(四六八)

○金澤本願寺に芝居を構へ歌舞伎を興行す。(四七〇)

○四日百姓の怠惰を戒めその監督を嚴にすべきを十
村に令す。(四七〇)

○加賀石川郡二俣村等に於ける袖百姓の由來を錄進す。(四三三)

十一月

- 四日錢貨と銀貨との交換比例を改定す。(四三四)
- 十六日用水の修理及び黃蓮採取に關する規程を定む。(四三五)
- 十七日前田利常能登風至郡鹿磯の藤右衛門を扶持す。(四三六)
- 廿二日前田利常加賀河北郡大熊村兵右衛門の扶持を増加す。(四三七)
- 廿六日前田利常加賀石川郡吉野村彌兵衛を扶持す。(四三八)
- 廿七日家中青年諸士の行狀に關して訓戒す。(四三九)
- 廿七日加賀石川河北二郡秋收の成績可ならざるを上申す。(四三九)

十二月

- 三日前田綱紀金澤玉泉寺に寺領を寄進す。(四四〇)
- 三日前田綱紀越中高岡瑞龍寺に改めて寺領を寄進す。(四四一)
- 三日前田綱紀越中高岡繁久寺に寺領を寄進す。(四四二)
- 三日前田綱紀加賀石川郡傳燈寺村傳燈寺に寺領を增加寄進す。(四四三)
- 三日前田綱紀金澤經王寺に寺領を寄進す。(四四四)
- 三日前田綱紀能登鳳至郡道下村寶泉寺に寺領を寄進す。(四四五)

進す。(四三一)

○三日前田綱紀金澤天徳院に寺領を寄進す。(四三二)

○四日諸給人の収納に新升を用ひしむ。(四三三)

明暦元年 乙未 皇紀二三一五

正月 ○廿一日前田利常能登羽咋郡相神村彌六を扶持す。

(四三四)

二月 ○十八日能登鳳至珠洲二郡の百姓に上書の手續を示す。(四三五)

○廿四日玉泉院夫人の三十三回忌を金澤玉泉寺に行ふ。(四三六)

三月 ○四日能登の製糀者に貸與したる米穀に對し返納する塩の比率を増額す。(四三七)

○四日前田内藏允知辰歿す。(四三八)

○十一日錢貨と極印銀との交換比率を定む。(四三九)

○十三日能登鳳至珠洲二郡に於ける拂米の相場を定む。(四五〇)

○二十日前田利常越中高岡瑞龍寺に制札を與ふ。

(四五一)

○加賀能登越中三州の町夫を定む。(四五二)

○十二日前田利常參觀して徳川家綱に謁す。(四五三)

○十八日徳川家綱前田利常の病を訪はしむ。(四五四)

○廿一日前田利常越中高岡瑞龍寺に寺領所付を給す。(四五五)

一〇二八

- 十一日大聖寺侯前田利治參觀せしを以て徳川家綱に謁す。(肥二)
- 十三日能登四郡内に於いて鐵炮を放つを禁す。(肥一)
- 廿三日前田光高の後室清泰院逝去す。(四七三)
- 加賀石川郡泉野と寺地山との間に新田を拓く。(四六三)
- 十三日大阪の商人等加賀藩の登米船運賃に關する約定書を提出す。(四九三)
- 廿一日駕籠に乗る者の制限を定む。(四八四)
- 八日前田利常小物成の稅額を定む。(四八四)
- 廿一日前田利常加賀石川河北二郡の百姓が概ね貢租を皆済したるを賞す。(四八六)
- 廿六日前田利常加賀河北二郡百姓が概ね貢租を皆済したるを賞す。(四八六)
- 廿一日高岡瑞龍寺を興造す。(四八六)
- 百姓自から手上高を申請して貢租の額を増す。(四九二)
- 給人の收納すべき免の率を増加す。(四九一)
- 明暦三年 丁酉 皇紀二三一七
- 正月 ○十一日金澤寶圓寺等の祠堂銀取扱を町人紙屋武兵衛に命す。(四九四)
- 十九日江戸辰口の藩邸類焼す。(四九五)
- 二月 ○十一日給人の居屋敷に關する法を定む。(五〇三)
- 十五日小松郊外の天満宮營成る。(五〇四)
- 三月 ○十日喧嘩口論及び火災に關する法規を定む。(五〇五)
- 十七日前田利常能登風至郡總持寺の寺領を増加寄進す。(五〇六)
- 廿二日前田利常金澤の老臣等に執務の心得を詰す。(五〇九)
- 廿七日前田利常小松を發して參觀の途に就く。(五二三)
- 廿八日前田利常能登羽咋郡氣多社の社領を増加寄進す。(五二三)
- 廿七日組頭の心得を示す。(五二三)
- 廿二日前田利常江戸に着す。(五一四)
- 廿五日小松に於いて茶商の問屋に納むべき役銀を定む。(五二五)
- 廿九日加賀藩の老臣等日蓮宗不受不施派の禁止せられたることを告ぐ。(五二六)
- 前田利常改作法により收納の皆済となれることを幕府に報す。(五二七)
- 十四日加賀藩江戸本郷に於ける上屋敷の替地を受く。(五二八)
- 九日加賀藩江戸辰口に於ける旗本同心屋敷の地を受く。(五二九)
- 廿九日前田出雲貞里歿す。(五二七)
- 四月
- 五月
- 六月
- 七月
- 八月
- 九月
- 十月
- 十一月
- 十二月
- 是歳
- 萬治元年 戊戌 皇紀二三一八
- 正月 ○十一日馬廻の士に命じて防火の爲金澤城下を巡邏せしむ。(五三五)
- 三月 ○九日加賀石川郡の十村等その職務に關して誓紙を上づる。(五三六)
- 十四日加賀藩の助役を命ぜられたる江戸城天守臺の築造工事に着手す。(五三七)
- 八月 ○廿五日小松郊外梯天滿宮に於いて初て月次連歌を興行す。(五三八)
- 九月 ○四日前田利次江戸に參觀せしを以て登城す。(五三九)
- 廿三日清泰院の一周年忌法會を行ふ。(五三一)
- 廿七日前田綱紀江戸城天守臺造營の命を受く。(五三一)
- 廿二日明年二月以降藩士中少祿の者の乘輿を禁す。(五三二)
- 廿五日前田利常徳川家綱に口切茶等を献出す。(五三三)
- 朔日小松に於ける牢獄番人の爲に請狀を差出す。(五三三)
- 五日小松に於いて問屋を経ずして煙草を賣買するを禁す。(五三四)
- 越中高岡瑞龍寺の塔頭に龜占庵法性庵を造營す。(五三四)
- 八月 ○十三日越中神通川以西諸村に擅に用木を伐採するを禁す。(五三九)
- 五月 ○八日小松に於いて問屋を経ざる茶煙草木綿絹綿を賣買するを禁す。(五三九)
- 廿八日越中神通川以西諸村に鶴の尾を賣上げしむ。(五四一)
- 三日徳川家綱保科正之の女を前田綱紀に嫁せしむ。(五四一)
- 廿六日前田綱紀保科正之の女を娶る。(五四二)
- 廿三日加賀石川郡佐那武社鴻立執行の事に關して上申す。(五四二)
- 廿六日前田綱紀保科正之の女を娶る。(五四二)
- 廿三日前田利常就封の爲徳川家綱に辭見す。(五四一)
- 廿三日清泰院の三周年忌を江戸傳通院に營む。(五四一)
- 晦日 加賀藩の助役せる江戸城の天守臺坡功す。(五四二)
- 中旬加賀石川郡土清水にて水車を用ひ火薬を製す。(五四三)
- 九月 ○三日前田利常小松城に薨す。(五四六)
- 前田利常行狀(天八)
- 廿三日會津侯保科正之、前田綱紀の後見となる。(天八)

○廿七日金澤の公事場に關する法規を定む。(七四)

○廿七日前田綱紀領國の施政及び江戸の事務に關して老臣等の部署を定む。(七五)

十一月

○二日諸士の遺跡相續に關する法規を定む。(七六)

○六日前田利常の法會を金澤寶圓寺に營む。(七七)

○廿一日前田綱紀初めて除服登營す。(七八)

○廿九日小將馬廻の組頭をして毎月兩次會合協議せしむ。(七九)

十二月

○朔日江戸邸に於ける賄方の法規を定む。(七二)

○金澤に於ける防火放銃の事に關して命を傳ふ。(七三)

○七日加賀藩諸士の富山侯前田利次に對し年頭歲暮等に祝意を表するを停む。(七五)

○廿八日徳川家綱、前田綱紀に命じて利常の遣領を繼がしむ。(七六)

閏十二月

○十日前田綱紀、利常の遣物を徳川家綱に上つる。(七七)

○八日諸士の風俗に關する令を發す。(七八)

○十八日幕府目付の吏を加賀藩に派遣すべきを告ぐ。(七九)

○十八日徳川家綱封國の施政に就きて命を前田綱紀に下す。(七八)

○廿七日前田綱紀左近衛權中將に陞任す。(七九)

令す。(七三)

○江戸傳通院に於ける清泰院靈堂の造替に着手す。(七三)

二月

○六日家中諸士の奢侈を禁じ利得を謀ることなからべきを諭す。(七三)

○八日前田綱紀相模熱海温泉に澡浴す。(七四)

○二十日前田利常の加賀能美郡三明野の灰塚に松樹を植うべきことを傳ふ。(七四)

○小松に於ける諸士の家屋を壊ちて石川郡宮腰に廻漕す。(七五)

三月

○三日諸士以下の遺跡相續に關する規程を定む。(七五)

四月

○六日前田綱紀越中高岡瑞龍寺の子院に土地を寄進す。(七六)

○廿三日前田利明大聖寺侯前田利治の養子たんか爲江戸に赴く。(七七)

○廿四日金澤近郊の禁獵區域に横目を派して巡視せしむべきを告ぐ。(七七)

○小松に於ける諸士金澤に轉住す。(七八)

○五日諸士の小者成敗に關する規程を定む。(七九)

○廿一日他國より來れる俳優師等を百姓の宿泊せしむるを禁す。(七九)

○廿四日諸士に對し百姓等處外の舉動あるべからざるを禁す。(七九)

るを告ぐ。(七九)

○朔日若葉小者草履取に關する規定を令す。(八〇)

六月

○朔日與力の知行に關する法規を定む。(八一)

○朔日金澤町奉行の職務に關する法規を定む。(八二)

○朔日郡奉行の職務に關する法規を定む。(八三)

○朔日寺社奉行の職務に關する法規を定む。(八四)

○朔日作事奉行の職務に關する法規を定む。(八五)

○朔日金澤の本町及び地子町に課する夫役を定む。(八六)

○朔日金澤の會所の執務に關する法規を定む。(八二)

○朔日算用場の執務に關する法規を定む。(八三)

○朔日算用場奉行の檢地に關する法規を定む。(八四)

○十九日吉利支丹宗門改を嚴にすべきを令す。(八五)

○廿三日極印を施さる松材の賣買を禁止す。(八六)

○九日花火を弄することを禁ず。(八七)

○九日諸士居邸の周圍に構を構へ其の他華麗の造作を禁す。(八八)

○廿一日金澤近郊に於ける藩侯の鷹揚を定め諸士の捕鳥を禁す。(八九)

○朔日私に諸士の婚約するを禁じ、凡て藩侯の選擇指定する所に從はしむ。(八九)

○九日花火を弄することを禁ず。(八九)

○廿一日金澤近郊に於ける藩侯の鷹揚を定め諸士の捕鳥を禁す。(八九)

○朔日大工大鋸木挽板批屋根葺の工料及び労働時數を定む。(八九)

○六日加賀河北郡津幡町に課すべき夫役の員數を定

是歳

○諸士の窮乏を救ふが爲に買上米を行ふ。(大)

○小將組の士市川彌五兵衛を誅せしむ。(大)

○初めて用人の職を置く。(大)

正月

○朔日諸士の藩侯に上のべき祝儀及び禮錢の額を定む。(大)

○朔日捕鳥嫁娶遊戯住居器具等に關する制限を令す。(大)

○朔日諸士の饗宴に關する制限を定む。(大)

○朔日諸士以下の衣服を制限すべきを令す。(大)

○朔日江戸藩邸の番人詰人に關する法規を定む。(大)

○朔日諸士死者の前祿を繼がしめざる者及び前祿より滅ぜらるゝ者の給與法を定む。(大)

○二日百姓の藩外に出づる者の取締方を令す。(大)

○四日前田利常の遣物を富山侯前田利次に贈與す。(大)

○六日諸士の邸内にて發炮を練習し得べき規範を定む。(大)

○七日衣服に關する前の制限令を補ふ。(大)

○十六日寺社方門前に住する者の防火に關して令す。(大)

○二十日領内の古城跡及び名所を調査上申すべきを

一〇三二

- む。(八三)
○十七日壁塗疊刺張付師石切日傭の賃銀及び労働時間を定む。(八三)
○廿二日前田綱紀越中高岡瑞龍寺の塔頭東漸院に寺領を寄進す。(八四)
○十六日諸士より出銀を徵し他國出張の際之を支給する制を定む。(八五)
○十九日前田綱紀日光山東照宮参拜の暇を受く。(八六)
十一月
○朔日前田綱紀前髪取の祝儀を行ふ。(八七)
○十四日諸士藩内といへども他所に宿泊する時は之を届出しむ。(八七)
○十七日加賀藩より八條宮に贈る物資の支出方法を規定す。(八七)
○廿五日諸士の邸第に關する法規を定む。(八八)
○初て定番歩を置く。(八九)
○金澤森岩寺の住職二王座禪を行ふを以て追放せらる。(八九)
○江戸及び京に派遣する飛脚の日數を定む。(八九)
正月
○朔日藩外に往來する者の出銀扶持方路銀馬銀駄賃宿賃の額を定む。(八九)

- 萬治三年 庚子 皇紀二三二〇
○四日女囚を里子に下附すべきを告ぐ。(八九)
○廿一日加賀能登越中四十四ヶ村の検地に際し派遣附しその伐採を自由にせしむ。(八九)
○十二日金澤城下一般に火災を注意せしむ。(八九)
○清泰院の位牌所たる金澤如來寺の移轉工事に着手す。(八九)
○晦日百姓の他國に出づるを禁す。(八九)
○清泰院の位牌所たる金澤如來寺の移轉工事に着手す。(八九)
○金澤の米價大に騰貴す。(八九)
○朔日百姓の縁組は豫め十村の承認を得しむ。(八九)
○十一日百姓の居屋敷等に竹木を植うる者に苗を下附しその伐採を自由にせしむ。(八九)
○十二日金澤城下一般に火災を注意せしむ。(八九)
○廿一日大聖寺侯前田利治卒す。(八九)
○廿二日諸士の下屋敷に關する規程を定む。(八九)
○廿一日大聖寺侯前田利治卒す。(八九)
○廿一日再び百姓居屋敷田畠の樹木伐採を自由にすることを免す。(八九)
○廿三日戸室山の石材運搬等に關する規程を定む。

- 六月
○朔日普請奉行の職務に關する規程を定む。(八九)
○十日普請奉行割場奉行の職務に關する規程を追加す。(八九)
○十日銀座の職務に關する規程を定む。(八九)
○十六日一季居奉公人に関する規程を定む。(八九)
○十六日用水及び川除普請に農村の提供すべき人夫の數を定む。(八九)
○廿三日守隨彦太郎江戸より來り秤を檢すべきを告ぐ。(八九)
○三日前田利明大聖寺侯前田利治の遣領を襲ぐ。(八九)
○十日金澤町民の心得を諭す。(八九)
○十三日公事場の事務取扱規程を定む。(九〇)
○廿五日來月朔日より例の如く浅野川馬市場を開くべきを告ぐ。(九〇)
○富山藩領を加賀藩領の地と交換す。(九〇)
○廿九日在々を徘徊する法義語に惑ふべからざることを告ぐ。(九〇)
○十七日前田綱紀老臣に委任すべき政務を定む。(九〇)
○廿二日凶年なるを以て造酒の制限等を令す。(九〇)
○廿九日藩侯以下諸士の武具に關する規程を定む。

- 七月
○四日郡奉行の十村村肝煎組合頭に申渡すべき心得書を定む。(九〇)
○四日地黄煎及び刻煙草の營業を禁じその稅を除く。(九〇)
○十日初て火消役を置く。(九〇)
○廿五日諸士の使役する下人給銀の率を定む。(九〇)
○廿二日肥料の翻を領外に賣出すを禁す。(九〇)

- 八月
正月
是歲
寛文元年 辛丑 皇紀二三二一
○四日郡奉行の十村村肝煎組合頭に申渡すべき心得書を定む。(九〇)
○廿五日諸士の使役する下人給銀の率を定む。(九〇)
○廿二日肥料の翻を領外に賣出すを禁す。(九〇)

- 三月 ○二日百姓に金銀米穀を貸して利を收むるを禁す。
 ○六日農村の荒地野方及び下島に桑苗を植うべきを
 譲す。(九一)
- 十日百姓地を侍及び町人に貸與するを許す。(九〇)
- 十三日加賀石川郡倉月用水下の村民等上流油車の
 移轉を命ぜられんとするに對して陳情す。(九〇)
- 十八日鳥の巣を破毀すべきことを命す。(九〇)
- 廿八日人持組の士に火災の豫防を嚴にすべきを令
 す。(九七)
- 廿九日行路病死人及び溺死人を試斬するを禁す。
 (九七)
- 十四日河北潟に放養したる鴻の保護を命す。(九八)
- 十二日在江戸の老臣より改元の事ありたるを報
 す。(九六)
- 十五日山本清三郎等四人に改作奉行を命じその執
 務に關する心得書を與ふ。(九五)
- 十六日百姓その家屋を賣却するを禁す。(九一)
- 廿八日鶴の羽を所有する者に賣上を命す。(九三)
- 廿九日米價高直なるを以て因窮する者あらば諸士
 の養育使役すべきを命す。(九三)
- 四日本年米價高直なるを以て諸士に出銀の増納を
 命す。(九三)
- 六日郡中の神社及び神職に關する調査を命す。

- 朔日前田綱紀登營して就國の辭見す。(九三)
- 三日領外より鹽を輸入するを禁す。(九三)
- 四日農村にて餅酒小間物の振賣及び露店を禁す。
 (九三)
- 六日前田綱紀月番の勤務に關して諭示す。(九三)
- 八日郡中にて放養する者の姓名を錄進せしむ。
 (九三)
- 十四日荷馬を犀川浅野川の橋爪に繫留するを禁止
 す。(九四)
- 九日金澤城橋爪門内にて諸士の使役し得べき下人
 の數を定む。(九三)
- 十日諸士邸前の道路修理を命じ又犀川に於ける漁
 捕を禁止す。(九四)
- 十九日前田綱紀初て金澤に入部す。(九四)
- 十九日城中奥方に出入する者の規程を定む。(九三)
- 十九日月番の勤務に關する規程を定む。(九四)
- 十七日老臣の掌る政務に關して諭告す。(九四)
- 廿一日前田綱紀、奥村榮清を江戸に遣して入國を
 その姓名を記帳せしむ。(九四)
- 金澤に建築せる徳川家光の靈堂成り前田綱紀初て
 之に詣づ。(九四)

- 新たに前田綱紀に仕へたる深美縫殿助金澤に下り
 町人北村屋の家に宿す。(九四)
- 閏八月
- 五日加賀能美郡安宅浦にて魚問屋以外の者魚類を
 買ふを禁す。(九五)
- 十七日町醫師の屋敷與奪に關する規程を定む。
 (九五)
- 十八日今明日能を演じ諸士に觀覽せしむ。次いで
 前田綱紀老臣の邸に臨む。(九五)
- 十五日他國に出づる少祿の者及び飛脚の扶持方路
 銀馬銀支給の法等を定む。(九五)
- 十八日前田綱紀小松城に至り二十日金澤に歸る。
 (九五)
- 八日藩侯不在の間に於ける城中の規程を定む。
 (九五)
- 十月
- 八日前田綱紀金澤を發し廿五日江戸に着す。(九六)
- 晦日徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。(九六)
- 金澤城玉泉院丸の廐築造に着手す。(九六)
- 十一月
- 十六日雁鳴其他の鳥類を切手なくして領外に出す
 を禁す。(九六)
- 百姓の餘暇ある者に雉子山鳥を捕へしむ。(九六)
- 是歲
- 京都三条河原町に藩邸を設く。(九六)
- 領内の米穀大に豐穰す。(九六)

家屋を修理せしむ。(卷四)

○十六日海上に於ける米穀鹽材木の運賃を定む。

(九七五)

○六日地黃瓶を賣る者を捕縛すべきを諭告す。(九四)

○廿六日御扶持人及び十村の海上に運漕業を營むを禁ず。(九五)

(九五)

○廿七日侍町に於ける橋梁修繕の責任者を定む。

(九五)

○廿八日喧嘩の行はれたる場合に處する心得を令す。(九六)

○京都と金澤との間に爲替銀の取組を開始す。(九七)

○九日前令により踊相撲及び花火を禁止す。(九七)

○十日十村手代の百姓に非分な申懸くるを禁じ手代及び村肝煎より誓紙を徵す。(九七)

○八日百姓の納稅を皆済せざる前に米穀を賣るを禁す。(1003)

○十日御召米に關する規程を定む。(1003)

○十日給人の知行米を預る藏宿の所在を定めその監視方に關して令す。(1003)

○廿二日前田利常の女富姫逝去す。(1003)

○金澤城の石垣を修築す。(1003)

○廿三日清泰院七周忌の法會を江戸傳通院に行ふ。

(1003)

○廿六日前田綱紀就封の暇を受く。(1004)

十一月 ○二日藩侯歸國の際庶民奉迎の爲道中に出で又は進物を上つるを停止す。(1004)

○廿四日淺野川と森下川との間を藩侯の駕場と定む。(1004)

○五日新知及び加増を與へられたる者の出銀上納法を定む。(1004)

○廿四日前田綱紀金澤に歸城す。(1010)

○廿四日百姓七十歳以上の者の勤番を除くことあるべきを定む。(1010)

○九日父の業を受けざる子に家督相續を命ぜざることを定む。(1010)

○廿四日百姓町人の貸借に關する件を令す。(1010)

○農村にて盜賊放火等を爲したる諸士の處分方を郡中に令す。(1013)

○真鶴袖黒鶴白鳥を捕ふるを禁す。(1013)

○諸士の由緒帳を藩侯に上らしむ。(1013)

就業

侯爵前田家囑託 日置謙

十二月 ○廿四日諸士七十歳以上の者の勤番を除くことあるべきを定む。(1010)

○廿四日百姓町人の貸借に關する件を令す。(1010)

○農村にて盜賊放火等を爲したる諸士の處分方を郡中に令す。(1013)

○真鶴袖黒鶴白鳥を捕ふるを禁す。(1013)

○諸士の由緒帳を藩侯に上らしむ。(1013)

複不
製許

昭和五年七月二十日印刷
昭和五年七月二十五日發行
〔非賣品〕

著作者 東京府下鶴見郡日暮町大字上白塚字
侯爵前田家編輯部

發行者 東京府東京市本郷區本郷二番地

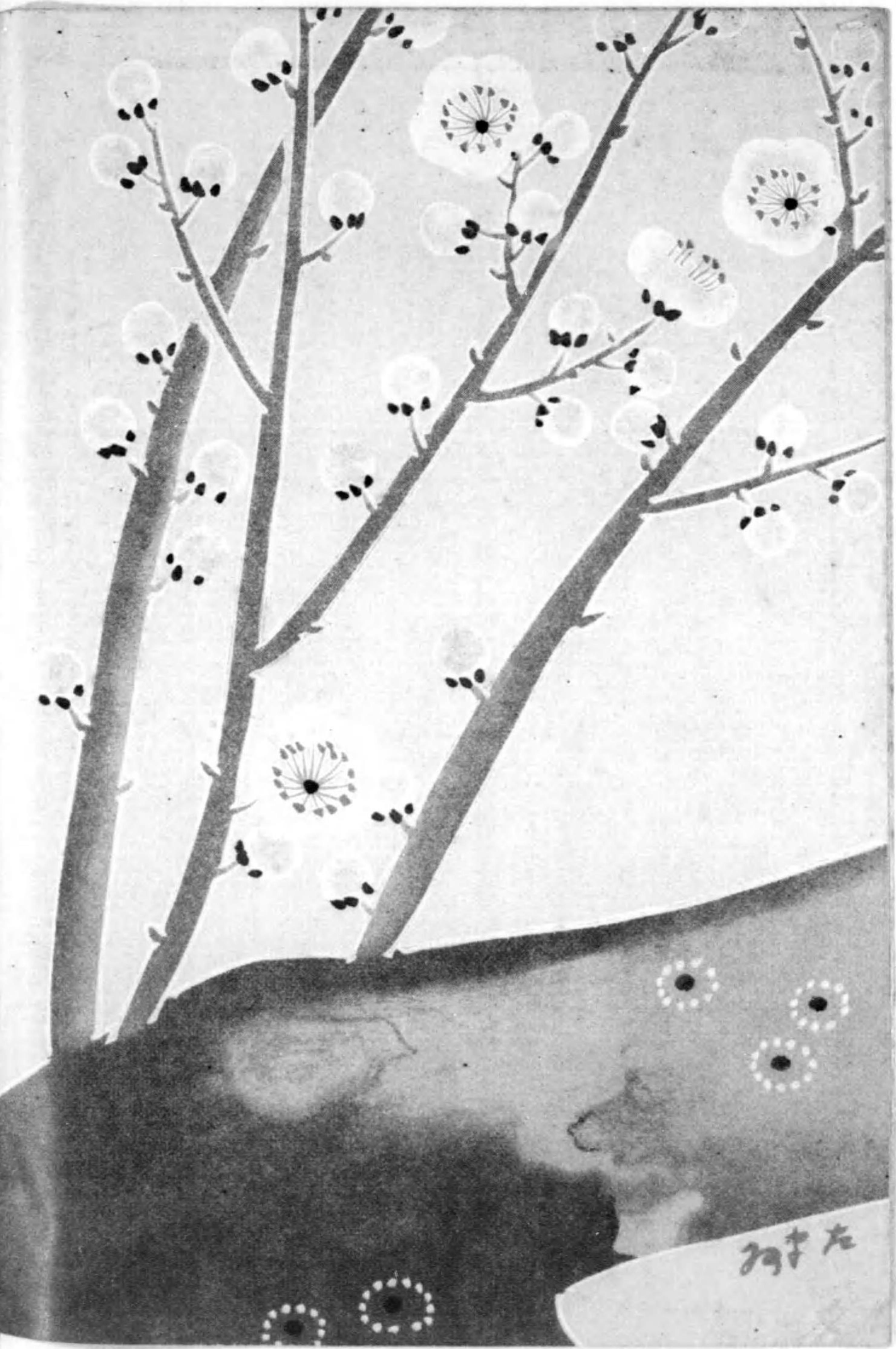
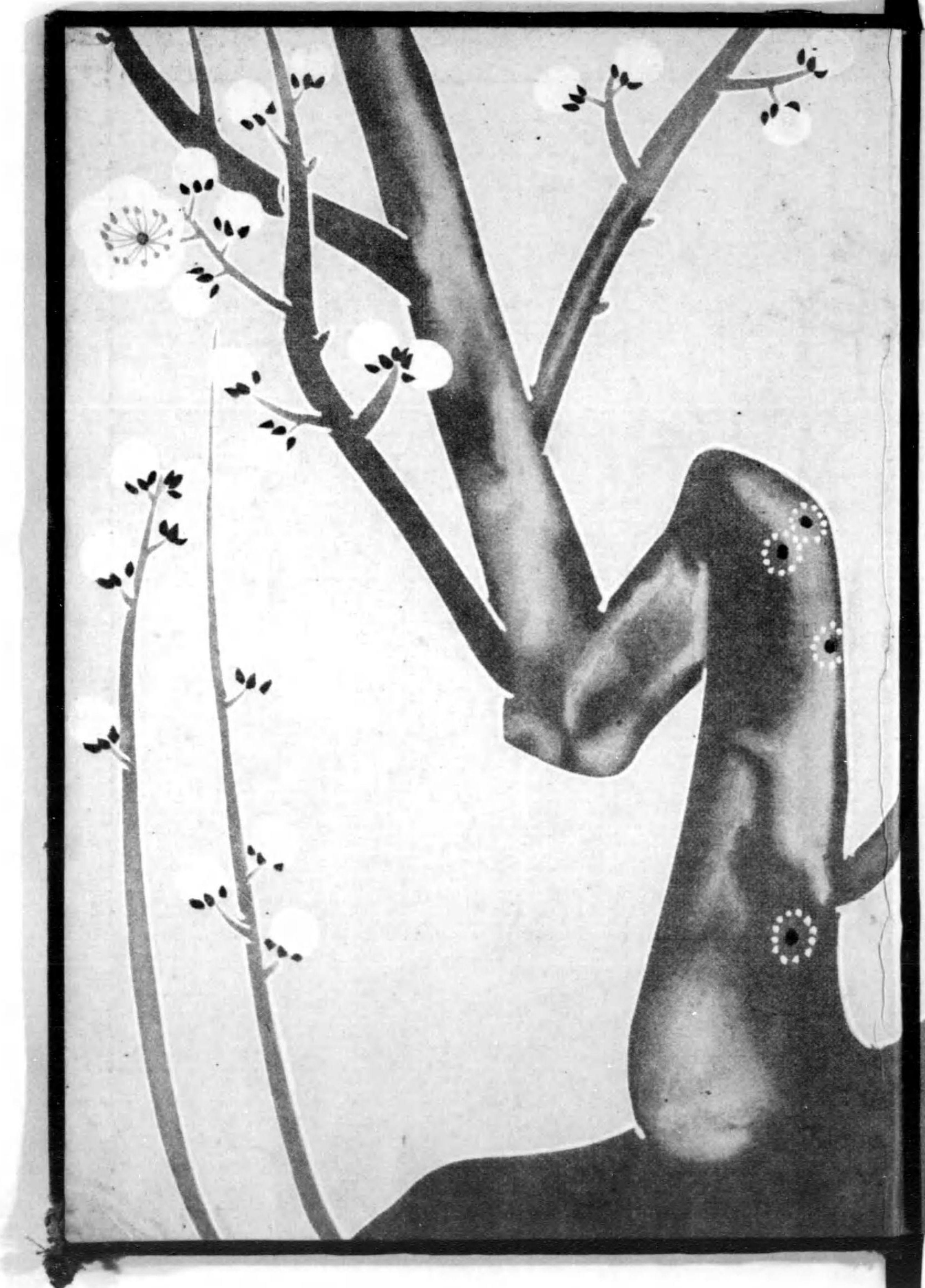
石黒文吉

印刷者 石川縣金澤市西三番丁三番地

大村重松

印刷所 石川縣金澤市高岡町九十五番地ノ二

明治印刷株式會社



終